

日光市障がい福祉計画（第7期計画）

日光市障がい児福祉計画（第3期計画）

令和6年 月

栃木県日光市

日光市障がい福祉計画(第7期計画)
日光市障がい児福祉計画(第3期計画)

令和6年 月

発 行
編 集

日 光 市
日光市健康福祉部社会福祉課
〒 3 2 1 - 1 2 9 2
栃木県日光市今市本町1番地

目 次

障がい福祉計画（第7期計画） 障がい児福祉計画（第3期計画）

第1章 障がい福祉計画（第7期計画）・障がい児福祉計画（第3期計画）の概要と策定の前提	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけと期間	2
（1）計画の法的根拠と性格	2
（2）他の計画との関連	3
（3）計画の期間	4
3. 意見の反映	4
第2章 障がい福祉計画（第7期計画）・障がい児福祉計画（第3期）の基本的な考え方	5
1. 日光市における障がいのある人の動向	5
（1）各種手帳等の取得状況	5
（2）障がい福祉サービス等の支給決定状況	7
（3）地域生活支援事業の支給決定状況	8
2. 計画の理念と方向性	9
（1）基本的理念	9
（2）障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	10
（3）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	14
第3章 障がい福祉計画（第7期計画）・障がい児福祉計画（第3期）の目標	15
1. 国の基本的な指針に基づく目標の設定	15
（1）福祉施設入所者の地域生活への移行	15
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
（3）地域生活支援の充実	16
（4）福祉施設から一般就労への移行等	17
（5）障がい児支援の提供体制整備等について	19
（6）相談支援体制の充実・強化等について	20
（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について	20
第4章 サービス利用見込み量と確保方策	22
I 障がい福祉サービスについて	
1. 訪問系サービス	22
（1）訪問系サービスの種類と利用対象者	22
（2）訪問系サービスの実績と課題	23
（3）訪問系サービスの利用見込み量	23
（4）確保方策	24
2. 日中活動系サービス	25
（1）日中活動系サービスの種類と利用対象者	25
（2）日中活動系サービスの実績と課題	28
（3）日中活動系サービスの利用見込み量	29
（4）確保方策	30
3. 居住系サービス	31
（1）居住系サービスの種類と利用対象者	31
（2）居住系サービスの実績と課題	31
（3）居住系サービスの利用見込み量	31
（4）確保方策	32

4. 相談支援.....	33
(1) 相談支援（サービス等利用計画・地域相談支援）の利用対象者	33
(2) 相談支援（サービス等利用計画・地域相談支援）の実績と課題	33
(3) 相談支援（サービス等利用計画・地域相談支援）の利用見込み量	33
(4) 確保方策	34
II 障がい児支援について	
1. 障がい児通所支援	35
(1) 障がい児通所支援に係るサービスの種類と利用対象者	35
(2) 障がい児通所支援に係るサービスの実績と課題	36
(3) 障がい児通所支援に係るサービスの利用児童数見込み	36
(4) 確保方策	37
2. 障がい児相談支援	37
(1) 障がい児相談支援の利用対象者	37
(2) 障がい児相談支援の実績と課題	37
(3) 障がい児相談支援の利用見込み量	38
(4) 確保方策	38
III 地域生活支援事業の利用見込み量と確保方策	
1. 地域生活支援事業	39
(1) 地域生活支援事業の種類	39
(2) 地域生活支援事業の実績と課題	41
(3) 地域生活支援事業の利用見込み量	42
(4) 確保方策	43
IV その他の円滑な実施に向けた取組について	
1. 障がいを理由とする差別解消の推進	46
2. 障がい者に対する虐待の防止	46
3. 計画の作成後のプロセス等に関する事項	46
資 料	
資料1 日光市障がい者自立支援協議会設置要綱	49
資料2 日光市障がい者自立支援協議会委員名簿	52

障がい福祉計画（第7期計画）

障がい児福祉計画（第3期計画）

第1章 障がい福祉計画（第7期計画）・障がい児福祉計画（第3期計画）の概要と策定の前提

1. 計画策定の背景

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、市町村が福祉サービスの実施主体と位置づけられ、「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。平成24年6月には、それまでの障害者自立支援法に代えて、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されました。

また、障害者総合支援法施行3年後に見直しが行われ、平成28年6月には障害者総合支援法及び「児童福祉法」が改正されました。この改正により、地域での生活を促進する「自立生活援助」や「就労定着支援」サービスなどが新たに設けられ、加えて、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援体制を整備していくため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

2. 計画の位置づけと期間

（1）計画の法的根拠と性格

本計画は、国の障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の必要量の見込みやその確保に関する目標値の設定及び方策を定めることにより、障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保するためのものです。

なお、本計画は、国の定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本的な指針」と言います。）に即して、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体として策定するものです。

■障害者総合支援法及び児童福祉法における計画の位置づけ

（市町村障害福祉計画）

障害者総合支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(市町村障害児福祉計画)

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

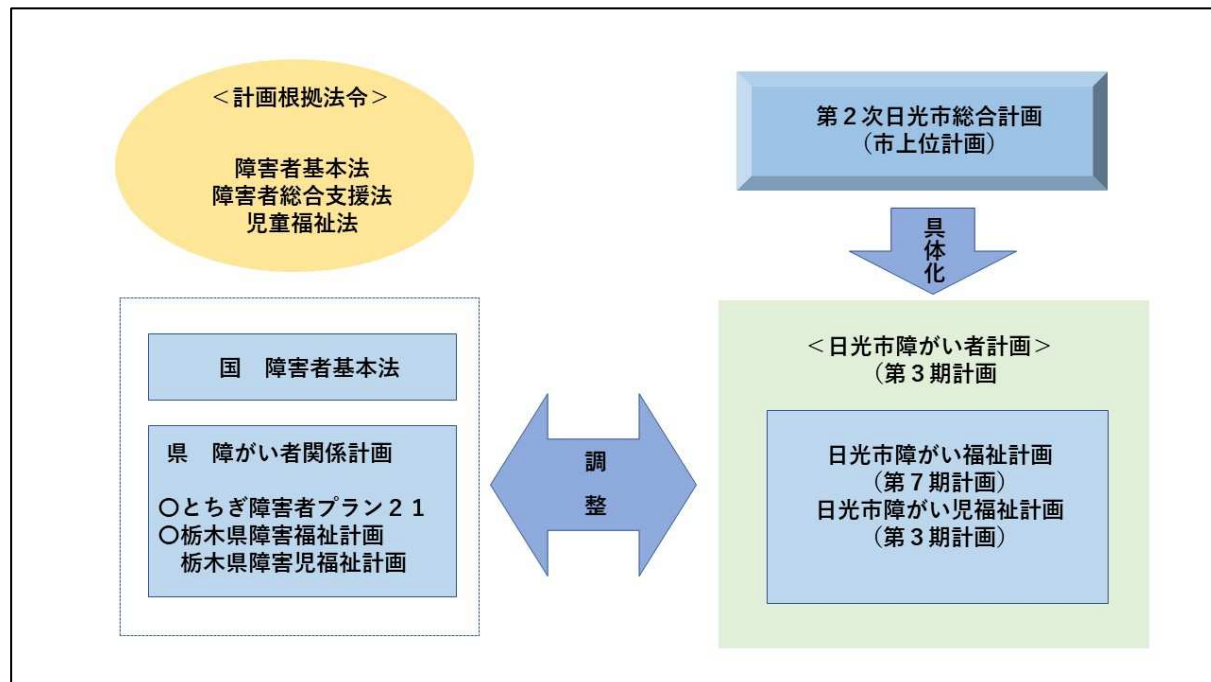
(2) 他の計画との関連

本計画は、本市におけるまちづくり計画の上位計画である「日光市総合計画」及び障がいのある人のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるための「日光市障がい者計画」の個別計画であり、サービス提供体制等の円滑な実施を図るための計画として位置づけられます。

また、「国の基本的な指針」に即して、国や県が策定する関連計画等との調整を図る必要があります。

このため、日光市総合計画及び日光市障がい者計画との整合性をはじめ、他の関連計画との調整を図ったものとします。

図表1 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画の期間は「国の基本的な指針」に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

図表2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画(第2期)		→		障がい者計画(第3期)				障がい者計画(第4期)(予定)			
障がい福祉計画(第5期)		障がい福祉計画(第6期)		障がい福祉計画(第7期)				障がい福祉計画(第8期)(予定)			
障がい児福祉計画(第1期)		障がい児福祉計画(第2期)		障がい児福祉計画(第3期)				障がい児福祉計画(第4期)(予定)			

3. 意見の反映

本計画を策定するにあたり、公募による市民の代表者、学識経験者、障がい福祉、保健医療、教育、雇用などの関係者で構成され、障がい福祉に関するネットワークの構築、障がいのある人に関する課題の検討や改善、さらには施策の提案などに関し、本市の中核的な役割を果たしている日光市障がい者自立支援協議会に意見を求め、市民の意見を反映したものとします。

第2章 障がい福祉計画（第7期計画）・障がい児福祉計画 （第3期計画）の基本的な考え方

1. 日光市における障がいのある人の動向

（1）各種手帳等の所持者の状況

日光市における障がいのある人の数は、令和5年4月1日現在で、身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）が3,546人、知的障がいのある人（療育手帳所持者）が822人、精神障がいのある人のうち精神障害者保健福祉手帳所持者が642人、自立支援医療（精神通院）受給者が976人、指定難病見舞金受給者が682人、小児慢性特定疾病見舞金受給者が49人となっています。

図表3 令和3年度から令和5年度までの障がい者手帳等所持者数の推移（人、％）

手帳の種類	R3年度	R4年度	R5年度	人口に対する割合
身体障害者手帳	3,643	3,540	3,546	4.60
療育手帳	823	807	822	1.07
精神障害者保健福祉手帳	592	654	642	0.83
自立支援医療（精神通院）	876	971	989	1.28
指定難病見舞金受給者※	646	674	682	0.88
小児慢性特定疾病見舞金受給者※	55	54	49	0.06
令和5年4月1日時点の日光市の人口				77,153人

※ 前年度3月31日現在の見舞金受給者数

身体障がいについては、肢体不自由のある人の数が43.99%で、次いで内部障がいのある人が33.33%となっています。内部障がいの中でも心臓機能障がいのある人は605人となっています。

障がいの程度については、身体障害者手帳の等級が1級・2級の重度障がいのある人の割合が全体の47.16%です。

図表4 令和5年度における身体障害者手帳所持状況（令和5年4月1日現在）（人、％）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合
視覚障がい	121	75	15	24	29	13	277	7.81
聴覚・平衡	0	59	34	79	2	141	315	8.88
聴覚障がい		59	33	79		141	312	
平衡機能			1	0	2	0	3	
音声・言語・そしゃく	0	0	26	16	0	0	42	1.18
音声・言語			26	6			32	
そしゃく			0	10			10	
肢体不自由	206	323	289	410	211	121	1,560	43.99
内部障がい	743	9	86	344	0	0	1,182	33.33
心臓	401		62	141			605	
じん臓	309		1	0			310	
呼吸器	17		16	11			44	
ぼうこう・直腸	5		7	190			205	
小腸	1		0	0			1	
免疫機能	3	5	0	2			10	
肝臓	7	0	0	0			7	
複合障がい	111	25	22	9	3	0	170	4.79
計	1,181	491	472	882	245	275	3,546	100.00
割合	33.31	13.85	13.31	24.87	6.91	7.76	100.00	

知的障がいについては、軽度の障がい（B2）のある人が34.06％と最も多く、最重度の障がい（A1）のある人の約2倍となっています。

図表5 令和5年度における療育手帳所持状況（令和5年4月1日現在）（人、％）

程度	最重度（A1）	重度（A2）	A	中度（B1）	軽度（B2）	B	計
人数	124	191	0	226	280	1	822
割合	15.09	23.24	0	27.49	34.06	0.12	100.00

精神障がいについては、中度の障がい（2級）のある人が58.10％と最も多く、最重度の障がい（1級）のある人の3倍以上となっています。

図表6 令和5年度における精神障害者保健福祉手帳所持状況（令和5年4月1日現在）（人、％）

程度	1級	2級	3級	計
人数	110	373	159	642
割合	17.13	58.10	24.77	100.0

(2) 障がい福祉サービス等の支給決定状況

令和5年10月1日現在、当市における障がい福祉サービス等の支給決定状況は以下のとおりです。

図表7 令和5年度における障がい福祉サービス等支給決定状況（令和5年10月1日現在）

サービス名称		支給決定(1月あたり)		
		人数	支給量	単位
訪問系 (居宅介護)	身体介護	17	389	時間
	家事援助	34	643	時間
	通院介助(身体介護を伴う)	25	513	時間
	通院介助(身体介護伴わない)	10	117	時間
	通院等乗降介助	4	96	回数
	重度訪問介護	1	300	時間
	行動援護	3	37	時間
	同行援護	38	1,293	時間
療養介護※		13		日
生活介護		259	6235	日
短期入所		78	1,126	日
児童短期入所		15	130	日
施設入所支援※		110		日
共同生活援助※		191		日
宿泊型自立訓練		0		日
自立生活援助		0		
自立訓練(機能訓練)		0	0	日
自立訓練(生活訓練)		1	23	日
就労移行支援		5	115	日
就労継続支援A型		74	1702	日
就労継続支援B型		209	4,863	日
就労定着支援		3		日
相談支援(サービス等利用計画作成)※		109		件
地域移行支援		0		件
地域定着支援		0		件
児童発達支援		84	663	日
医療型児童発達支援		1	15	日
放課後等デイサービス		159	3,637	日
保育所等訪問支援		1	1	日
障がい児相談支援(サービス等利用計画作成)※		44		件

※印については、個別の支給量がないため斜線となっています

令和5年10月1日現在、当市における障がい支援区分の認定状況は以下とおりです。

図表8 令和5年度における障がい支援区分取得状況（令和5年10月1日現在）（人、%）

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
1	42	66	95	89	173	466
0.21	9.01	14.16	20.39	19.10	37.12	100.00

※ 障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

(3) 地域生活支援事業の支給決定状況

令和5年10月1日現在、本市における地域生活支援事業の支給決定状況は以下のとおりです。

図表9 令和5年度における地域生活支援事業支給決定状況（令和5年10月1日現在）

事業名		件数
(1) 相談支援事業		
① 相談支援事業		
ア 障がい者相談支援事業	実施箇所数	2
イ 地域自立支援協議会	開催回数	1
② 市町村相談支援機能強化事業		
③ 住宅入居等支援事業		
④ 成年後見制度利用支援事業	利用件数	1
(2) 意志疎通支援事業		
① 手話通訳者設置事業		
② 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	8
(3) 日常生活用具等給付事業		
① 介護・訓練支援用具	給付件数	0
② 自立生活支援用具	給付件数	6
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	3
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	4
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	968
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	0
(4) 移動支援事業	支給決定者数	100
(5) 地域活動支援センター事業	支給決定者数	22
(6) 福祉ホーム事業	利用者数	0
(7) 訪問入浴サービス事業	支給決定者数	2
(8) 社会参加促進事業		
点字・声の広報等発行事業	利用者数	37
奉仕員養成研修事業	利用者数	29
自動車運転免許取得・改造助成事業	給付件数	0
(9) 日中一時支援事業	支給決定者数	103

※移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業については支給決定者数を、現時点で集計が可能なそれ以外の項目については10月1日までの利用・給付件数等の合計を記載しています。

また、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業及び手話通訳者設置事業については、取り組んでいない項目のため件数の記載をしていません。

2. 計画の理念と方向性

(1) 基本的理念

「国の基本的な指針」に基づき、市町村障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に当たっては、国の基本的理念を踏まえる必要があります。このため、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる国の基本的理念を本市の理念といたします。

- 障がいのある人などの自己決定の尊重と意思決定の支援
共生社会を実現するため、障がい者等が自立と社会参加できるよう、自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的なサービスの提供等
障がいのある人などが地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施の主体とします。また、障がい種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを利用することができるよう、サービス提供体制の整備を進めます。
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。また、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を進めます。
- 地域共生社会の実現に向けた取組
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域社会の実現に向けた取組を進めます。
- 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
市町村が主体となり障害児通所支援及び障害児相談支援に取り組み、障がい種別にかかわらず必要な支援を受けることができる支援の充実を図ることとし、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した提供体制の整備を進めます。
- 障がい福祉人材の確保・定着
将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報を行います。
- 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

(2) 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉計画における障がい福祉サービスの提供体制確保に係る数値目標の設定に当たっては、「国の基本的な指針」を踏まえ、次に掲げる点に配慮する必要があります。

【国の基本的な指針内容】

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

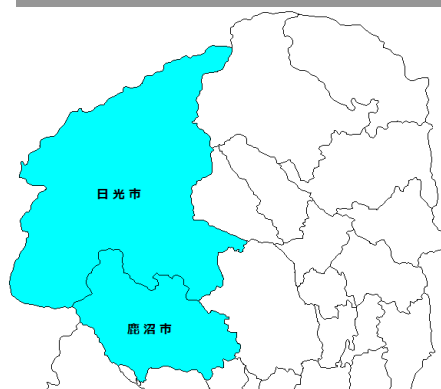
「国の基本的な指針」を踏まえ、第6期計画の実績や進捗状況などから明らかになってきた課題を捉えるとともに、これら課題の解決に向けてサービス提供体制の確保をより一層推進していくため、本計画の方向性を次の4つに定めます。

1. サービス基盤整備の促進

必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続を図るため、不足するサービスを補完しあい、適切なサービスを確保するため、栃木県と市町が協働により基盤整備を促進します。

栃木県では、県内6障害保健福祉圏域を設定しており、本市においては、「日光市」「鹿沼市」で構成される県西障害保健福祉圏域を単位として、身近な地域で基本的なサービスの提供が受けられる

県西障害保健福祉圏域



県西障害保健福祉圏域データ【R5.4.1 現在】
面積 1,940.47km² 人口 168,941人
手帳所持者 身体 6,812人 療育 1,933人
精神 1,514人

体制を整備していくため、県と市が一体となって推進します。

本市では、この圏域単位のほか、関係機関と密接な連携を図り、障がいのある人がその障がいの種別にかかわらず、必要とするサービス利用のニーズに対応するため、サービス利用見込み量とその確保方策を定め、需要に対応できる体制の整備を促進します。

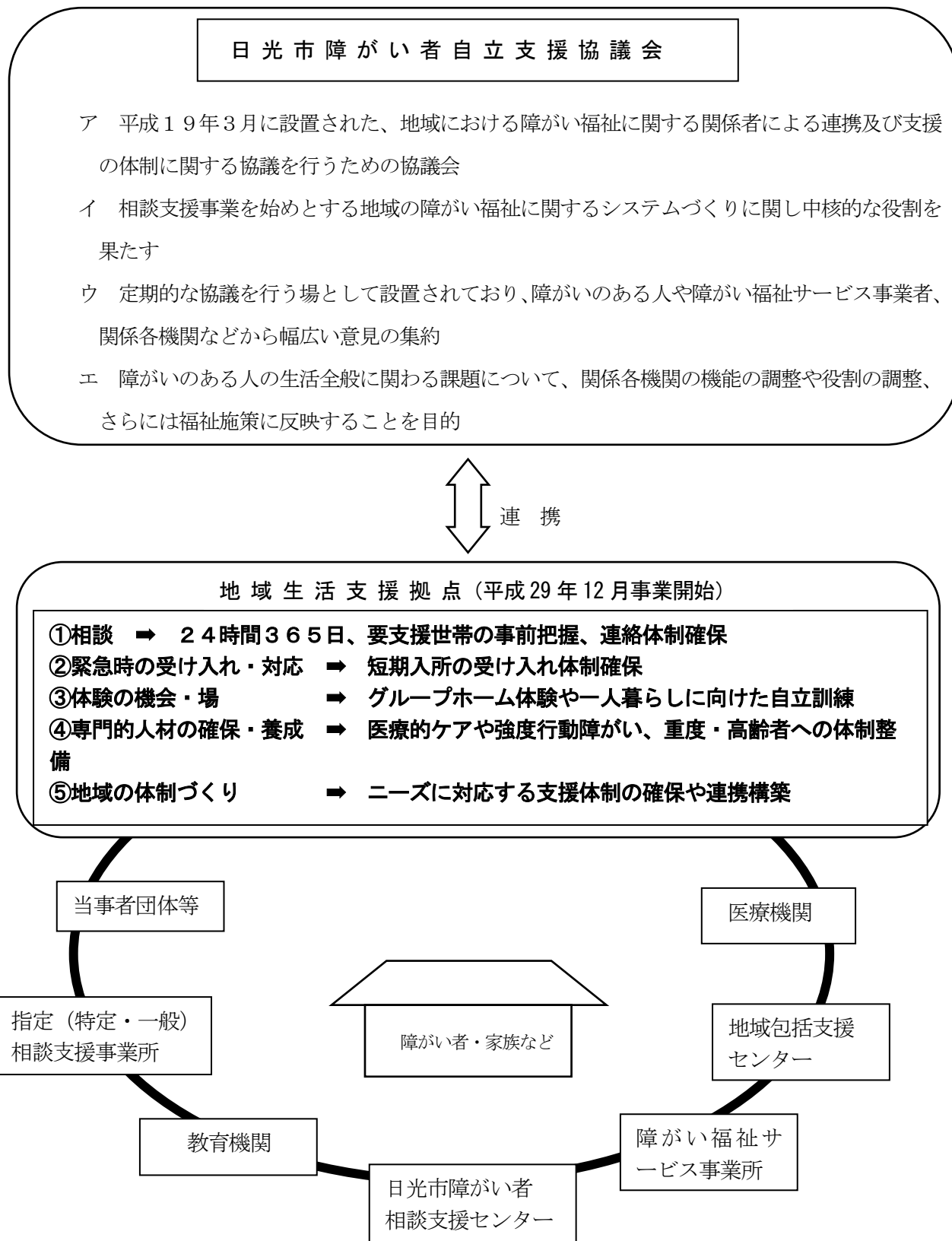
また、増加するサービスのニーズに対応するため、専門性のある人材の確保に向けた支援や施設整備への補助による経営基盤の安定化などにより、安定したサービス提供体制を整備します。

2. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応するために、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備が求められています。そのため、地域生活への移行、「親亡き後」を見据えた親元からの自立、緊急時の受入対応体制の確保、専門性のある人材の養成・確保、グループホーム入居などの体験機会及び場の提供等に向けて、地域生活支援拠点事業により地域の体制づくりを推進します。

また、精神病床における長期入院患者の地域移行を進めるに当たり、精神科病院等による支援だけでは難しく、保健・医療・福祉の連携により取り組む必要があることから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

図表 10 地域生活支援拠点のイメージ



3. 一般就労への移行支援の強化

障がいのある人の雇用機会拡大のため、栃木障害者職業センターや日光公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、日光労働基準監督署や福祉施設などの関係機関と緊密に連携を図り、企業などに対して雇用に向けた働きかけを行うとともに、企業などと雇用に関する課題について意見交換を行うなど、一般就労に向けた支援を行います。

また、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を図ります。

4. 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人が抱えている多様な悩みや問題に対して、身近な地域で、迅速かつ的確な支援につなげるためには、各相談機関が相互に連携していくことが必要です。

そのため、身近な地域で、いつでも気軽に応じることのできる総合窓口を設置し、一人ひとりの心身状況や意向等を踏まえて適切な支援につなぐほか、地域生活支援拠点において、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性に起因した緊急事態時に必要なサービスのコーディネートや相談などの支援を行います。

加えて、障がいのある人やその家族は多様で複雑な生活問題を抱えており、ニーズに対応できる人材育成、相談支援体制の強化・充実が求められています。そのため、基幹相談支援センターが各相談支援事業所とネットワークを強化することで、相談支援専門員の人材育成、地域移行・定着の促進、障がい者虐待の防止、差別解消など、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

(3) 障がい児支援提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児福祉計画における障がい児支援の提供体制確保に係る数値目標の設定に当たっては、「国の基本的な指針」を踏まえ、次に掲げる点に配慮する必要があります。

【国の基本的な指針の内容】

- ① 地域支援体制の構築
- ② 関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

「国の基本的な指針」を踏まえ、第2期計画の実績や進捗状況などから明らかになってきた課題を捉えるとともに、これら課題の解決に向けてサービス基盤整備をより一層推進していくため、本計画の方向性を次のとおり取り組みます。

◎ 障がいのある子どもへの支援体制の充実

障がい児支援を行うに当たり、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。障がいのある子どもの障がい種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で支援を受けることができるよう、児童発達支援センターを中心とした関係機関連携による重層的な支援体制の整備に努めるとともに、障がいのある子どものライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、医療的ケアが必要な子どもへの支援や質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、医療的ケア児に適切な支援を設けるほか、県の適切な支援を通じて障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、保育所等訪問支援を活用し、保育所やその他育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより地域社会への参加・包容の推進を図ります。

第3章 障がい福祉計画（第7期計画）・障がい児福祉計画（第3期計画）の目標

1. 国の基本的な指針に基づく目標の設定

「国の基本的な指針」において、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービスの量を見込むに当たり、令和8年度を目標として、次に掲げる事項についてそれぞれ数値目標を設定する必要があります。

本市においては、「国の基本的な指針」及び県の目標に基づき、次のとおり目標を設定いたします。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本的な指針内容】

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行
- ② 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減少

【県の目標】

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の1.4%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行
 - ② 令和8年度末の施設入所者数を真に入所支援を必要としている障がい者を考慮し、令和4年度末時点の施設入所者数から現状維持とする。
- ※ 地域生活への移行の実績や全国平均に比べ重度者の割合が高いこと等、栃木県の実情を踏まえて国よりも目標を下げ設定。

【本市における目標】

前述した国の基本的な指針内容及び県の目標に基づき、地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末において地域生活へ移行する人数の目標を、次のように設定します。

図表11 令和8年度末における施設入所者数の目標

項目	目標	備考
入所者数（A）	110人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数（B）	110人	令和8年度末時点の利用人員見込
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (約1.8%)	施設入所からグループホームなどへ移行する者の数 累計
【目標値】 現状維持（A-B）	0人	地域生活への移行の実績や全国平均に比べ重度者の割合が高いこと等、栃木県の実情を踏まえて設定

「国の基本的な指針」において、基本とされる地域生活移行者数の数値目標（令和4年度末時点の施設入所者から6%以上の減少）では、7名以上の減少が必要となりますが、栃木県の目標にあるように地域の実情を踏まえて2名（約1.8%）と設定します。

令和8年度末の施設入所者数は利用者の現状維持とし、令和8年度末の施設入所者数を110名と設定します。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本的な指針内容】

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ② 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を所定の算定式に基づき設定する。
- ③ 精神病床における令和8年度の入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とする。

【県の目標】

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を331.7日以上とする。
- ② 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数は65歳以上を890人、65歳未満を1,501人に設定します。
- ③ 令和8年度末における入院後の退院率を3か月時点が68.9%以上、6か月時点が84.5%以上、1年時点が91.0%以上とする。

【本市における目標】

県の目標達成に向けて、地域におけるグループホームの活用や相談支援体制の連携強化により、支援体制の充実に取り組みます。

（3）地域生活支援の充実

【国の基本的な指針内容】

- ① 地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村又において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。

- ② 各市町又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【県の整備方針】

- ① 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に資するよう、地域における現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行うことで、市町区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備する。ただし、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能とする。

○ 求められる機能

- ・相談支援（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性、対応力の向上）
- ・専門性（人材の確保、養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

- ② 各市町又は圏域において、強度行動障害者を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

○ 目標に向けた取組

- ・地域生活支援拠点等の整備促進、機能強化
- ・強度行動障害支援者の養成
- ・強度行動障害者の受け入れに向けた周知

【本市における整備方針】

日光市においては、第4期計画期間である平成29年度において「地域生活支援拠点」を既に設置しています。介護者の病気や入院などの理由で緊急的に支援が必要になった場合、短期入所の受入を実施するとともに、多様なニーズに対応するコーディネーターの配置により、障がい者等やその家族が安心して生活できるよう、引き続き地域の体制づくりを推進します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本的な指針内容】

- ① 令和8年度中に一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。うち、就労移行支援事業からの移行者数を1.31倍以上、就労継続

支援A型事業からの移行者数を1.29倍、就労継続支援B型事業からの移行者数を1.28倍とする。

- ② 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ④ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【県の目標】

国の基本的な指針内容に準じて目標値を設定する。

図表12 令和8年度末における福祉施設からの一般就労への移行者数等（栃木県目標）

項目	目標	備考
一般就労への移行者数	238人	直近3カ年の平均186人の1.28倍
就労移行支援事業	114人	直近3カ年の平均87人の1.31倍
就労継続支援A型事業	98人	直近3カ年の平均76人の1.29倍
就労継続支援B型事業	29人	直近3カ年の平均22名1.28倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全体の5割以上	厚生労働省策定の基本指針に基づき設定
就労定着支援事業の利用者数	146人	R3実績103人の1.41倍
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	全体の2割5分以上	厚生労働省策定の基本指針に基づき設定

【本市における目標】

国の基本的な指針内容や第6期計画期間における実績、及びサービス体制の整備状況を勘案して、以下の通り数値目標を設定します。

図表13 令和8年度末における福祉施設からの一般就労への移行及び就労定着支援事業利用者数

項目	目標	備考
福祉施設からの一般就労への移行者	8人	令和3年度実績（6人）の1.28倍以上
就労移行支援事業からの移行者数	2人	令和3年度実績（1人）の1.31倍以上
就労継続支援A型事業からの移行者数	3人	令和3年度実績（2人）の1.29倍以上
就労継続支援B型事業からの移行者数	3人	令和3年度実績（2人）の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	5人	令和3年度実績（3人）の1.41倍以上

(5) 障がい児支援提供体制の整備等について

【国の基本的な指針内容】

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
- ② 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【県の整備方針】

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所以上設置する。ただし、地域の実情に応じ、障害保健福祉圏域単位での体制確保も可能とする。
- ② 地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じて障害保健福祉圏域単位で協議し、必要な体制を確保することも可能とする。
- ④ 各圏域、各市町に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【本市における整備方針】

- ① 県の整備方針に基づき、同一圏域を構成する鹿沼市並びに栃木県と協議し、児童発達支援センターについて、令和8年度末までに市又は圏域での設置に向けて検討してまいります。
- ② 保育所等訪問支援を利用できる事業所については、既に1か所設置されており、地域社会への参加・包容を推進するため、障がい児の保育所等の育ちの場に対する支援により、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、既に1か所設置されており、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けら

れるよう支援体制の充実を図ります。

- ④ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については既に設置されており、医療的ケア児等コーディネーターと連携し、支援体制の整備を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等について

【国の基本的な指針内容】

- ① 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【県の整備方針】

- ① 地域の相談支援体制の強化を図る基幹相談支援センターを各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じ、複数市町による共同設置も可能とする。
- ② 各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。

【本市における整備方針】

県の整備方針に基づき、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に向けて取り組みます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について

【国の基本的な指針内容】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（市町）
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（市町）

【県の整備方針】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

- ・県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施
- ・指導監査結果を市町と共有する体制の構築
- ・構築した体制での指導監査結果の共有
- ・事業所運営の透明性確保を目的とした、障害福祉サービス等情報公表システムの利用促進

【本市における整備方針】

県の整備方針に基づき、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に取り組めます。

第4章 サービス利用見込み量と確保方策

計画の策定に当たっては、第6期計画策定時と同様、利用実績などの分析を行うとともにサービス提供事業者におけるサービス提供体制の整備状況や利用者の状況などを勘案し、サービス利用見込み量を設定します。

※令和5年度の数値については、令和5年9月までの実績をもとに見込んでいます。

I 障がい福祉サービスについて

1. 訪問系サービス

(1) 訪問系サービスの種類と利用対象者

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
利用対象者：障がい支援区分が「区分1」以上の人
- ② 重度訪問介護
重度の肢体不自由の人で、常に介護を必要とする人に対し、居宅で入浴、排せつ、食事の介護など、あるいは外出時の移動支援などを総合的に行います。
利用対象者：障がい支援区分が「区分4」以上であって、2肢以上に麻痺があり、障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」意外と認定されている人
(15歳未満は対象外)
- ③ 同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時において当該障がいのある人などに同行し、移動に必要な視覚的情報を提供するとともに、移動の援護その他一定の便宜（代筆や代読、食事等の介護など）を提供します。
利用対象者：同行援護アセスメント票の項目中「視力障がい」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが「1点以上」であり、かつ「移動障がい」の点数が「1点以上」の人

④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人が、行動するとき生じ得る危険を回避するために、必要な支援や外出時の移動支援などを行います。

利用対象者：障がい支援区分が「区分3」以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち、一定の要件を満たしている人

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人の中でも、介護の必要性が極めて高いと認められる人に、居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的にを行います。

利用対象者：障がい支援区分が「区分6」以上であって、障がい支援区分の認定調査項目のうち、一定の要件を満たしている人

(2) 訪問系サービスの実績と課題

図表 1 4 第6期計画における訪問系サービスの実績量（1月当たり）

区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用量（時間）	計画	1,434	1,459	1,484
	実績	1,326	1,385	1,297
利用者数（人）	計画	169	172	175
	実績	100	89	83

第6期計画策定時において計画したサービス実績量及び利用者数について、すべての年度で利用量、利用者数ともに計画値を下回っていますが、新型コロナウイルス感染症による利用控えにより利用者数が減少していると考えられます。ただし、一人当たりの利用量は当初計画と比較して高い傾向にあるため、訪問系サービス自体の需要は依然として高いと考えられます。その需要に対し市内のサービス提供事業所数が不足している現状があります。

(3) 訪問系サービスの利用見込み量

施設入所者の地域生活への移行や、重度障がいのある人など個々に応じたサービス利用の需要は引続き高まることが予想されるため、第6期計画における実績を考慮し、第7期計画の利用見込み量を次のとおり設定します。

図表 15 第7期計画における訪問系サービスの見込量（1月当たり）

区分		見込量		
		R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	利用量（時間）	714	774	835
	利用者数（人）	59	64	69
重度訪問介護	利用量（時間）	300	300	300
	利用者数（人）	1	1	1
同行援護	利用量（時間）	378	415	451
	利用者数（人）	31	34	37
行動援護	利用量（時間）	0	10	10
	利用者数（人）	0	1	1
重度障害者等 包括支援	利用量（時間）	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0
訪問系サービス 合計	利用量（時間）	1,392	1,499	1,596
	利用者数（人）	91	100	108

（４）確保方策

- ① 増加が見込まれる訪問系サービスの利用ニーズに対応するため、介護職員初任者研修を実施し、講座修了者がホームヘルパーとして、サービス提供事業者への就労定着を促すことによって、人員の確保に努め、安定したサービスが提供できる体制を整備します。
- ② 市内のNPO法人が、新たに障がい福祉サービスの提供を開始した場合には、その運営に必要な資金の貸付を行うなど、新規参入するサービス提供事業者に対し、経営基盤の安定化を図るための支援を行います。
- ③ 重度障がいのある人や精神障がいのある人など、個々に応じた利用ニーズを的確に把握し、適切なサービスが利用できるよう、サービス提供事業者に対し専門的人材の確保とその質的向上について働きかけを行います。

2. 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービスの種類と利用対象者

① 生活介護

常に介護を必要とする人を対象とし、昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

利用対象者：次のア、イのいずれかに該当する人

ア 障がい支援区分が「区分3」（施設入所者は「区分4」）以上の人

イ 年齢が50歳以上の場合、障がい支援区分が「区分2」（施設入所者は「区分3」）以上の人

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

利用対象者：

ア 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復が必要な人

イ 盲・ろう・特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

利用対象者：

ア 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

イ 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

④ 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人を対象に、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

利用対象者：

- ア 企業への就労を希望している人
- イ 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人
- ※ 一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、起業とのマッチングなどを図ることにより雇用または在宅就労が見込まれる人（65歳未満）

⑤ 就労継続支援（A型：雇用型）

企業などへの就労が困難な人を対象とし、通所により「雇用契約」に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人についてその一般就労への移行に向けた支援を行います。

利用対象者：

- ア 就労移行支援事業を利用したが、企業の雇用に結びつかなかった人
- イ 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- ウ 企業などを離職した人など就労経験のある人で、現に雇用状態にない人
- ※ 就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が見込まれる人（利用開始時は65歳未満）

⑥ 就労継続支援（B型：非雇用型）

企業などへの就労が困難な人を対象とし、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人についてその一般就労への移行に向けた支援を行います。

利用対象者：

- ア 企業や就労支援事業（雇用型）等での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人
- イ 就労移行支援事業を利用したが、企業や就労継続支援事業（雇用型）等の雇用に結びつかなかった人
- ウ 上記ア、イに該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された人

⑦ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人を対象とし、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

利用対象者：次のア、イのいずれかに該当する人

- ア 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障がい支援区分が「区分6」の人
- イ 筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者であって、障がい支援区分が「区分5」以上の人

⑧ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

利用対象者：障がい支援区分が「区分1」以上の人

⑨ 就労定着支援

一般就労へ移行した人を対象とし、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて指導・助言等を行います。

利用対象者：就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人

(2) 日中活動系サービスの実績と課題

図表 16 第6期計画における日中活動系サービスの実績量（1月当たり）

区分			R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	利用量(日分)	計画	4,760	4,780	4,800
		実績	5,169	5,170	5,352
	利用者数(人)	計画	246	250	254
		実績	244	246	248
自立訓練 (機能訓練)	利用量(日分)	計画	7	7	7
		実績	0	0	0
	利用者数(人)	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量(日分)	計画	30	45	60
		実績	0	7	9
	利用者数(人)	計画	2	3	4
		実績	0	1	2
宿泊型自立訓練	利用量(日分)	計画	150	180	210
		実績	12	0	0
	利用者数(人)	計画	5	6	7
		実績	1	0	0
就労移行支援	利用量(日分)	計画	240	260	280
		実績	91	99	71
	利用者数(人)	計画	12	13	14
		実績	5	6	4
就労継続支援 (A型)	利用量(日分)	計画	1,260	1,422	1,584
		実績	1,295	1,274	1,387
	利用者数(人)	計画	70	79	88
		実績	67	65	68
就労継続支援 (B型)	利用量(日分)	計画	3,200	3,300	3,400
		実績	3,192	3,325	3,533
	利用者数(人)	計画	180	200	220
		実績	173	182	191
療養介護	利用者数(人)	計画	14	14	14
		実績	13	12	12
短期入所	利用量(日分)	計画	531	548	565
		実績	460	463	502
	利用者数(人)	計画	55	57	59
		実績	26	27	28
就労定着支援	利用量(日分)	計画	3	4	5
		実績	3	4	2
	利用者数(人)	計画	3	4	5
		実績	3	2	2

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスのうち、日光市には「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「宿泊型自立訓練」「就労移行支援」「療養介護」「就労定着支援」のサービス提供事業者がないことから利用が少ない状況にあります。

これに対して、「就労継続支援A型」については、第6期期間中に市内事業所が増えたものの利用者はほぼ横ばい、「就労継続支援B型」サービスについては、計画の見込み程ではないものの利用者が増加傾向にあります

サービス提供事業者の偏在等によって、サービスなどの利用について困難が生じないように、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制を整備していくことが求められています。

（３）日中活動系サービスの利用見込み量

第6期計画におけるサービス利用の実績量の推移、施設へ入所されている人が地域生活へ移行することなどを勘案して、第7期計画の日中活動系サービス見込み量を次のとおり設定します。

図表 17 第7期計画における日中活動系サービスの見込量（1月当たり）

区分		見込量		
		R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用量（日分）	5,418	5,524	5,590
	うち重度障害者	63	63	63
	利用者数（人）	252	256	260
	うち重度障害者	3	3	3
自立訓練 （機能訓練）	利用量（日分）	0	0	7
	利用者数（人）	0	0	1
自立訓練 （生活訓練）	利用量（日分）	13	13	13
	利用者数（人）	2	2	2
宿泊型自立訓練	利用量（日分）	0	0	30
	利用者数（人）	0	0	1
就労移行支援	利用量（日分）	81	97	113
	利用者数（人）	5	6	7
就労継続支援（A型）	利用量（日分）	1,489	1,591	1,693
	利用者数（人）	73	78	83
就労継続支援（B型）	利用量（日分）	3,607	3,681	3,755
	利用者数（人）	195	199	203
就労選択支援	利用者数（人）	3	6	9
療養介護	利用者数（人）	12	12	12
短期入所	利用量（日分）	564	605	646
	うち重度障害者	17	17	17
	利用者数（人）	30	32	34
	うち重度障害者	1	1	1
就労定着支援	利用者数（人）	3	4	5

(4) 確保方策

- ① サービス提供事業者の意向を尊重しつつ、新たなサービス体制の整備を働きかけていくとともに、利用ニーズの動向の把握に努め、その進捗状況の管理を行います。
- ② 「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「宿泊型自立訓練」「就労移行支援」「療養介護」「就労定着支援」などのサービスについては、日光市内において利用できる事業所が設置されていないことから、県や県西障害保健福祉圏域の鹿沼市、関係機関と連携を図り、新たなサービス提供事業者の参入を促します。
- ③ 一般企業などへの就労が困難な人に対し、継続的な就労訓練を確保する観点から、サービス提供事業者が受注できる業務を掲載したパンフレットを作成し、広く市民や企業などに配布することで、障がいのある人の就労機会の拡大を推進及び安定した施設運営の支援を継続して行います。
- ④ 平成25年4月1日に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度「障がい者優先調達推進方針」を定め、福祉施設などへ発注可能な業務について抽出を行います。本市や関係団体が開催するイベントなどにおいて、福祉施設などで作成した製品を積極的に活用するほか、市役所庁舎内に福祉施設などが物品を販売するための場所を定期的に開放するなど、受注機会の拡大に向けた取り組みを行います。
- ⑤ 市内での就労系サービス利用提供のために施設の整備などを行った場合には、その整備に要する費用の補助を行い、経営基盤の安定化を図るための支援を行うとともに、新規参入するサービス提供事業者の促進を図ります。
- ⑥ 「就労定着支援」サービスの周知とサービス提供事業者の確保に向けて、県や県西障害保健福祉圏域の鹿沼市、関係機関と連携を図り、サービス提供体制を確保します。

3. 居住系サービス

(1) 居住系サービスの種類と利用対象者

① 共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談そのほか日常生活の援助を行います。
② 施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
③ 自立生活援助	施設入所者やグループホーム等を利用していた人で1人暮らしを希望する人

(2) 居住系サービスの実績と課題

図表18 第6期計画における居住系サービスの実績量（1月当たり）

区分			R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助	利用者数(人)	計画	150	153	156
		実績	152	164	178
施設入所支援	利用者数(人)	計画	114	112	110
		実績	113	110	109
自立生活援助	利用者数(人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

退院可能な障がいのある人の地域移行や事業所の増加により、共同生活援助（グループホーム）の利用が増えています。

(3) 居住系サービスの利用見込み量

障がいのある人が地域生活へ移行すると考えられることから、「共同生活援助」（グループホーム）の利用者は増加すると予想されますが、施設に入所している人は地域の特性上（地域生活への移行の実績や全国平均に比べ重度者の割合が高いこと等）現状維持となると推測されます。

図表19 第7期計画における居住系サービスの見込量（1月当たり）

区分		見込量		
		R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	利用者数(人)	188	193	198
	うち重度障害者	2	2	2
施設入所支援	利用者数(人)	110	110	110
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0

(4) 確保方策

- ① 「共同生活援助」を円滑に利用することができるよう、サービス提供体制を確保します。
- ② 障がいの程度や社会適応能力、障がいのある方のニーズに応じて、公営住宅や一般住宅の居住の場を確保できるよう関係機関と連携を図り、居住形態の選択の幅を広げられるよう取り組みを進めます。
- ③ 「自立生活援助」サービスの周知とサービス提供事業所の確保に向けて、県や県西障害保健福祉圏域の市町、関係機関と連携を図り、サービス提供体制を確保します。

4. 相談支援

(1) 相談支援（サービス等利用計画・地域相談支援）の利用対象者

サービス等利用計画については、原則として障がい福祉サービスを利用する場合、すべての方がサービス等利用計画の作成対象となり、指定事業者が作成した計画に基づいてサービスの支給決定を行うことになっています。

(2) 相談支援（サービス等利用計画・地域相談支援）の実績と課題

図表 20 第6期計画における相談支援（サービス等利用計画作成）の実績量（1月あたり）

区分			R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談支援 (サービス等利用計画作成)	利用者数 (人)	計画	105	110	115
		実績	108	114	110
地域相談支援	地域移行支援	利用者数 (人)			
		計画	1	1	1
	実績	0	1	0	
	地域定着支援	利用者数 (人)			
計画		1	1	1	
	実績	0	0	0	

利用者のニーズの多様化により、計画作成の担い手である相談支援専門員の役割が重要となっています。また、「地域定着支援」及び「地域移行支援」サービスについては、関係機関と連携して地域移行を円滑に進める必要があります。

(3) 相談支援（サービス等利用計画・地域相談支援）の利用見込み量

サービス利用者の増加に伴い、計画相談利用も増加が見込まれます。

このことを踏まえて、第7期計画におけるサービス等利用計画及び地域相談支援の利用見込み量を次のとおり設定します。

図表 21 第7期計画における相談支援の見込量（1月当たり）

区分			見込量		
			R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	利用者数 (人)	120	125	130	
地域相談支援	地域移行支援	利用者数 (人)	0	0	1
	地域定着支援	利用者数 (人)	0	0	1

(4) 確保方策

- ① 各種計画の作成及び支給決定を行う過程を通じて、障がいのある人それぞれの個性を尊重し、真に必要なサービスをきめ細かく見定め、状況に応じて福祉以外の支援方法等を検討します。地域の社会資源を最大限活用し、その人らしく生活を送ることができるよう、支援に係るすべての人の技術と意識を向上させ、相談支援事業の充実を図ります。

- ② 「地域移行支援」や「地域定着支援」の利用促進に向けて、施設や病院との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。

II 障がい児支援について

1. 障がい児通所支援

(1) 障がい児通所支援に係るサービスの種類と利用対象者

① 児童発達支援

福祉型については、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。

医療型については、福祉型の内容及び治療を提供します。

利用対象児童： 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がいのある児童を含む）

② 放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他の便宜を提供します。

利用対象児童： 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児

③ 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園等を訪問し、その施設における集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。

利用対象児童： 保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

④ 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行います。

利用対象児童： 重度の障がいがあり、通所による支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

(2) 障がい児通所支援に係るサービスの実績と課題

児童に関するサービスは児童福祉法に基づくサービス提供を行っており、日光市障がい児福祉計画（第2期計画期間）における利用実績は以下のとおりです。

図表2-2 第2期計画における障がい児通所支援の実績量（1月当たり）

区分			R3年度	R4年度	R5年度	
障がい児通所支援	児童発達支援	利用児童数（人）	計画	90	92	94
			実績	67	65	67
	児童発達支援 （医療型）	利用児童数（人）	計画	1	1	1
			実績	1	1	1
	放課後等デイ サービス	利用児童数（人）	計画	150	155	160
			実績	109	122	140
	保育所等訪問支援	実施回数（回）	計画	1	2	3
			実績	1	1	1
	居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数（人）	計画	1	1	1
			実績	0	0	0

実績を見ると、児童発達支援では利用者の横ばい傾向がみられます。放課後等デイサービスでは、計画の数値には及ばないものの計画を上回る増加幅で利用児童数が増えています。居宅訪問型児童発達支援は利用が無い状況にあります。

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じた適切な支援が必要であり、今後はより一層個々の必要に応じたサービスの提供体制の確保が求められます。

(3) 障がい児通所支援に係るサービスの利用児童数見込み

より一層の障がい児支援の充実のため、障がい児通所支援に係るサービスとして、「児童発達支援」、「児童発達支援（医療型）」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」及び「居宅訪問型児童発達支援」の利用児童数を次のとおり見込みます。

図表2-3 第3期計画における障がい児通所支援の見込量（1月当たり）

区分			R6年度	R7年度	R8年度
障がい児通所支援	児童発達支援	利用児童数（人）	74	81	88
	児童発達支援 （医療型）	利用児童数（人）	1	1	1
	放課後等デイ サービス	利用児童数（人）	150	160	170
	保育所等訪問支援	実施回数（回）	1	1	2
	居宅訪問型児童 発達支援	利用児童数（人）	0	0	0

(4) 確保方策

- ① 医療的ケア児も含め、障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携を一層強化し、市としての支援体制の整備を図ります。
- ② 「居宅訪問型児童発達支援」サービスの周知とサービス提供事業者の確保に向けて、県や県西障害保健福祉圏域の鹿沼市、関係機関と連携を図り、サービス提供体制を確保します。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用促進のために相談支援時における情報提供や関係機関と連携を行い、障がい児支援体制の充実を図ります。

2. 障がい児相談支援

(1) 障がい児相談支援の利用対象者

サービス等利用計画については、障がい福祉サービスと同様に、原則として障がい児通所支援等サービスを利用する場合、すべての方がサービス等利用計画の作成対象となり、指定事業者が作成した計画に基づいてサービスの支給決定を行うことになっています。

(2) 障がい児相談支援の実績と課題

図表 2 4 第 2 期計画における相談支援（サービス等利用計画作成）の実績量（1 月あたり）

区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度
障がい児相談支援	利用者数（人）			
	計画	38	39	40
	実績	31	41	47

障がい児通所支援等サービスのニーズが増加傾向のため、障がい児相談支援の利用実績も増加傾向となっています。

(3) 障がい児相談支援の利用見込み量

障がい児通所支援等サービスの利用増に伴い、障がい児相談支援の実績については、今後増加が見込まれます。

これらのことを踏まえて、障がい児福祉計画（第3期計画）におけるサービス等利用計画及び地域相談支援の利用見込み量を次のとおり設定します。

図表25 第3期計画における相談支援の見込み量（1月当たり）

区分		見込み量		
		R6年度	R7年度	R8年度
障がい児相談支援	利用者数（人）	47	50	53

(4) 確保方策

- ① 児童に関する相談支援体制の充実を図るため、県や圏域における情報共有を緊密にし、研修等を通じた相談支援事業者のスキルアップを図るとともに、日光市障がい者自立支援協議会を活用し、参加関係機関への情報提供及び協力体制の構築に取り組みます。
- ② 医療的ケア児も含め、障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携を一層強化し、市としての相談支援体制の整備を図ります。

Ⅲ 地域生活支援事業の利用見込み量と確保施策

1. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の種類

市町村の判断によって実施が求められている「地域生活支援事業」について、次のとおり実施します。

① 相談支援事業

障がいのある人やその家族などから、福祉に関する様々な問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

- ・ 相談支援事業の内容・・・障がい者相談支援事業、日光市障がい者自立支援協議会、基幹相談支援センター等機能強化事業、成年後見制度利用支援事業

② 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能障がいのため意思の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより意思疎通の円滑化を図ります。

③ 日常生活用具等給付事業

重度障がいのある人などに対し、介護訓練支援用具や自立生活支援用具の日常生活用具の給付・貸与を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。また、障がいの種類や程度に応じて、住宅改修に必要な費用の助成を行います。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

⑤ 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行い、障がいのある人の地域生活支援の促進を図る事業です。

⑥ 福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある人が、低額料金で居室や設備などが利用できるとともに、日常生活に必要な便宜を図り、地域生活の支援を行います。

⑦ 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提供します。

⑧ 社会参加促進事業

ア. 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音訳そのほか障がいのある人にわかりやすい方法により、市の広報、生活情報、そのほか障がいのある人が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供する事業です。

イ. 奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人とのコミュニケーション支援の一環として、手話、点訳、朗読などの奉仕員を養成する事業です。

ウ. 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある人の地域生活における自立及び社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

⑨ 日中一時支援事業

日中一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

(2) 地域生活支援事業の実績と課題

図表26 第6期計画における地域生活支援事業の実績量【年間】

事業名		R3年度	R4年度	R5年度	
(1) 相談支援事業					
① 相談支援事業					
ア 障がい者相談支援センター事業	実施箇所数	計画	3	3	2
		実績	3	3	2
イ 地域自立支援協議会	利用者数 (実人数)	計画	/	/	/
		実績	322	227	172
	開催回数	計画	/	/	/
		実績	2	1	2
② 基幹相談支援センター機能強化事業		実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業		実施の有無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業		利用件数	0	0	1
(2) 意思疎通支援事業					
① 手話通訳者設置事業		実施箇所数	/	/	/
② 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	計画	6	7	8
		実績	6	4	8
(3) 日常生活用具等給付事業					
① 介護・訓練支援用具	給付件数	計画	12	14	16
		実績	3	4	0
② 自立生活支援用具	給付件数	計画	20	22	24
		実績	6	15	6
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	計画	12	16	20
		実績	14	9	3
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	計画	20	22	24
		実績	15	17	4
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	計画	1,400	1,450	1,500
		実績	2,228	2,176	968
	利用者数	実績	288	259	217
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	計画	4	4	4
		実績	2	4	0
(4) 移動支援事業					
	実施箇所数	計画	/	/	/
		実績	10	10	9
	利用者数	計画	62	64	66
		実績	44	44	62
(5) 地域活動支援センター事業					
	実施箇所数	計画	2	2	2
		実績	1	1	1
	利用者数	計画	28	30	32
		実績	22	15	17

(6) 福祉ホーム事業	実施箇所数	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
	利用者数	計画	1	1	1
		実績	1	1	0
(7) 訪問入浴サービス事業	実施箇所数	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
	利用者数	計画	3	3	3
		実績	2	2	2
(8) 社会参加促進事業					
① 点字・声の広報等発行事業	利用者数	計画	44	46	48
		実績	33	28	37
② 奉仕員養成研修事業	利用者数	計画	34	46	60
		実績	16	28	29
③ 自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数	計画	2	2	2
		実績	1	0	0
(9) 日中一時支援事業	実施箇所数	計画	13	13	13
		実績	9	9	10
	利用者数	計画	50	55	60
		実績	59	63	55

※ 令和5年度については、10月1日時点の利用者数・給付件数の合計を記載しています。

地域生活支援事業の利用者については、概ね横ばいで推移していますが、地域での自立した生活を支援するため必要なサービスの拡充が求められています。

「障がい者相談支援事業」については、障がい福祉サービスを利用し始めた方は市内の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の支援に繋がっていることから、日光市障がい者相談支援センターへの相談者数は減少傾向になっています。一方で、相談内容は生活面や経済面も含めた複雑な相談のため他の関係機関も多く関わるものや支援が長期間に及ぶものが増えています。

(3) 地域生活支援事業の利用見込み量

住み慣れた地域において、障がいのある人の日常生活を支援し、社会参加を促進していくため、第6期計画の実績状況を勘案して、第7期計画の利用見込み量を次のとおり設定します。

図表 2 7 第 7 期計画における地域生活支援事業の見込量【年間】

事業名		R6年度	R7年度	R8年度
(1) 相談支援事業				
① 相談支援事業				
ア 障がい者相談支援事業	実施見込箇所数	2	2	2
イ 地域自立支援協議会	開催回数	3	3	3
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業	利用件数	2	2	2
(2) 意志疎通支援事業				
① 手話通訳者設置事業	実施見込箇所数	0	0	0
② 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込み者数	6	6	6
(3) 日常生活用具等給付事業				
① 介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5
② 自立生活支援用具	給付件数	10	10	10
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	15	15	15
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	15	15	15
⑤ 排泄管理支援用具	利用者数	210	210	2,10
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	3	3	3
(4) 移動支援事業	利用者数	60	60	60
(5) 地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	1	1
	利用者数	20	22	25
(6) 福祉ホーム事業	実施箇所数	1	1	1
	利用者数	1	1	1
(7) 訪問入浴サービス事業	実施箇所数	1	1	1
	利用者数	2	2	2
(8) 社会参加促進事業				
① 点字・声の広報等発行事業	利用者数	35	35	35
② 奉仕員養成研修事業	利用者数	30	30	30
③ 自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数	2	2	2
(9) 日中一時支援事業	実施箇所数	13	13	13
	利用者数	60	60	60

(4) 確保方策

障がいのある人の地域における自立した生活を支援し、効果的なサービスを提供していくため、第 6 期計画期間中においても、引き続き地域の特性や利用者のニーズに応じて事業を拡充するなど、柔軟に地域生活支援事業を展開します。

① 相談支援事業

ア 相談支援事業の充実に向けて、第7期計画における重点的な取り組みの内容を念頭に、障がいのある人や家族などからの相談内容に応じて必要な支援が提供できるよう、相談支援体制の確保を目指します。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者への支援については、栃木県において専門的に支援を行う機関があることから、連携を図りながら支援体制の充実を目指します。

イ 相談支援事業を効果的に実施するために、日光市障がい者自立支援協議会の活動を充実させ、相談支援窓口のネットワーク化を図るなど、地域の関係機関や事業所などの連携強化を図ります。

ウ 基幹相談支援センターが、各相談支援事業所とのネットワークを構築することで、相談支援専門員の人材育成、地域移行・定着の促進、障がい者虐待の防止、差別解消など、総合的な相談支援体制の整備を図ります。

エ 相談支援事業における成年後見制度利用支援事業については、障がい福祉サービスの利用にあたり、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人で、成年後見制度の利用に要する費用について助成を受けなければ利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費や後見人等の報酬の一部を助成する事業であり、障害者総合支援法により平成24年4月1日から必須事業化されています。これに伴い、障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて成年後見制度の利用が促進されるよう、引き続き制度内容の周知を図るとともに、関係機関との連携体制の構築を図りながら、権利擁護に努めます。

② 意思疎通支援事業

ア 社会福祉協議会などとの連携により、手話通訳者などのボランティア養成に努め、きめ細かなサービス提供体制を整備します。

イ 障がいのある人に対し、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

ウ 豊富な観光資源を有する国際観光文化都市として、日光市民だけではなく、日光市を訪れる人を含む全ての人が、心を通わせ、理解し合える地域社会の実現を目指し、平成30年4月から「日光市手話言語条例」を制定することで、手話に対する理解の促進や手話の普及に努め、手話を使用することができる環境づくりに努めます。

③ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

④ 移動支援事業

ア 障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、事業者での専門的人材の確保や質的向上の働きかけを行います。

イ 障がいのある人の社会参加を促すため、障がいのある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

⑤ 地域活動支援センター

ア 障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実へ働きかけを行います。

イ 広報などを通じて、地域活動支援センターの活動内容を広く周知します。

⑥ 福祉ホーム事業

サービスを提供できる事業所の確保に努めます。

⑦ 訪問入浴サービス事業

利用希望者に確実にサービスが提供できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

⑧ 社会参加促進事業

障がいのある人の自立と社会参加を目的とし、引き続き事業を行います。

⑨ 日中一時支援事業

サービスを提供できる事業所などへ働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図ります。

IV その他の円滑な実施に向けた取組について

1. 障がい者を理由とする差別解消の推進

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、様々な障がいに対する正しい理解の促進と、差別の解消、合理的配慮の提供、障がいの有無に関わらず、市民が互いに人格と個性を尊重し共生する地域を築きます。

2. 障がい者に対する虐待の防止

虐待の防止と早期発見に向け、地域や民間の協力事業所等との連携による日頃の見守り体制を充実するとともに、24時間体制で虐待に関わる通報や届け出の受理及び支援を行う「日光市障がい者虐待防止センター」を中心に、虐待に関わる支援や虐待を未然に防ぐ意識啓発に取り組みます。

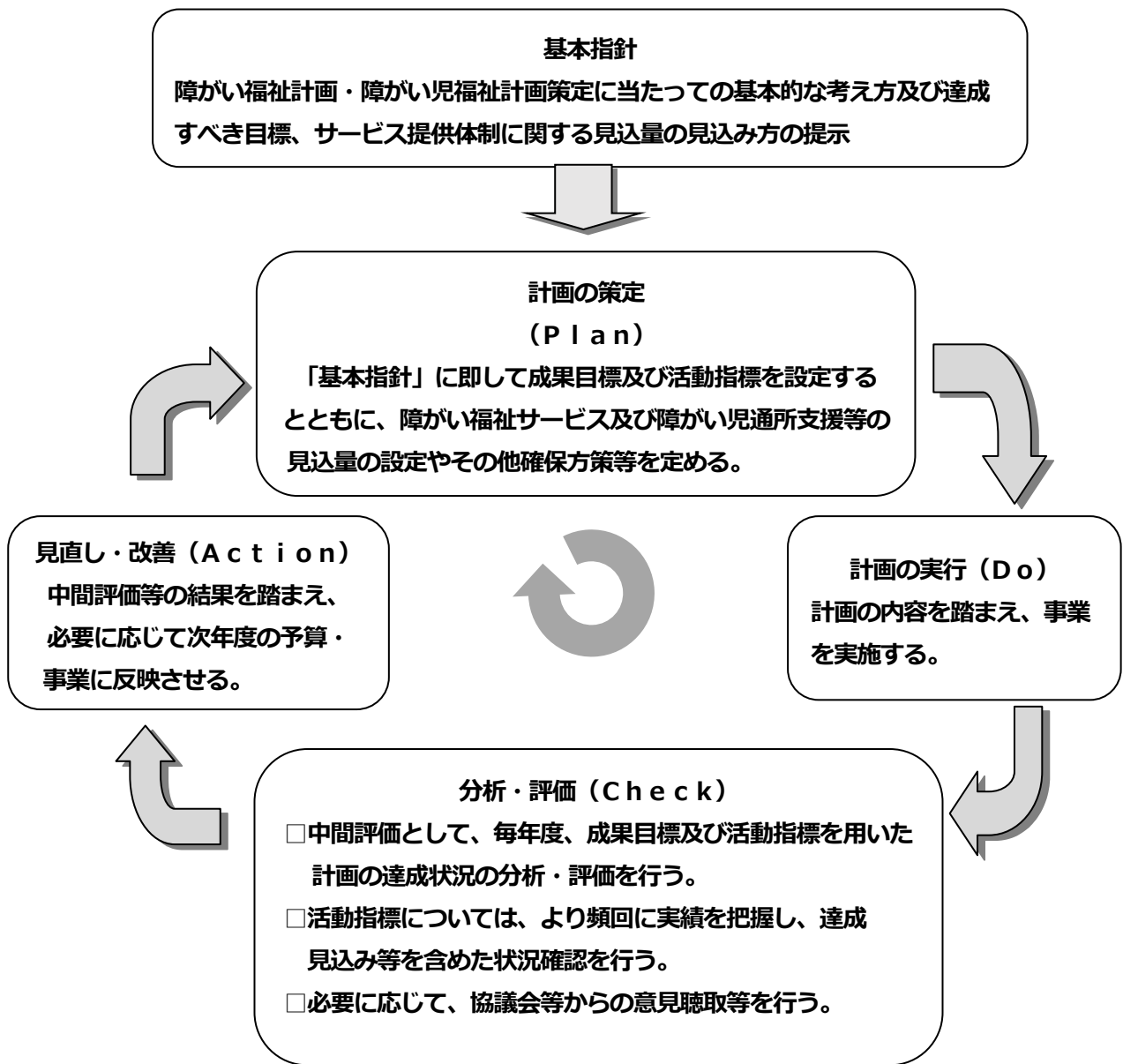
3. 計画の作成後のプロセス等に関する事項

本計画を策定するにあたり、計画策定後、毎年度、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を講じることとします。

また、中間評価の際には、日光市障がい者自立支援協議会に意見を聴くとともに、その結果について、日光市ホームページ等で公表することとします。

図表 28 PDCAサイクルのプロセスのイメージ

■PDCAサイクルに基づく計画の推進



資 料

- 資料1 日光市障がい者自立支援協議会設置要綱・・・・・・・・・・49
- 資料2 日光市障がい者自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・52

資料1 日光市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 市の相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、かつ、定期的な協議を行う場として日光市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平22告示123・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援機能強化事業及び栃木県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 障がい者の権利擁護等に関すること。
- (7) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平22告示123・平28告示50・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい福祉関係機関
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健医療関係機関
- (5) 保健医療関係者
- (6) 教育関係機関
- (7) 雇用関係機関
- (8) 企業
- (9) 障がい者関係団体
- (10) 学識経験者
- (11) 日光市

(平22告示123・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(実務者会議)

第7条 第2条に掲げる協議会の所掌事項に関する個別の課題を調査し、研究し、及び検討させるため、当該個別の課題に応じて、協議会に実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議は、当該個別の課題に応じて、協議会を組織する関係機関等において実務に従事する者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

3 実務者会議に班長及び副班長を置き、個別の課題に応じて置かれる実務者会議ごとに構成員の互選によりこれを決定する。

4 実務者会議は、個別の課題を調査し、研究し、及び検討を行うために必要と認めるときは、構成員以外の者に実務者会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 実務者会議は、当該実務者会議において調査し、研究し、及び検討した内容について協議会に報告し、又は意見を述べるものとする。

6 この条に定めるもののほか、実務者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(平22告示123・全改)

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び実務者会議の構成員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(平21告示38・平28告示70・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則 (平成21年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月1日告示第123号)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第50号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第70号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

資料2 日光市障がい者自立支援協議会委員名簿

(令和5年4月1日現在) 【順不同・敬称略】

No	氏名	推薦団体等	備考
1	半田 慶恭	日光地区精神保健福祉会(やしお会)	会長
2	矢田 敦子	県西自閉症児者親の会(あゆみの会)	副会長
3	加藤 明生	日光市民生委員児童委員協議会連合会	
4	大島 紀子	日光市社会福祉協議会	
5	戸室 睦子	栃木県今市健康福祉センター	
6	川上 憲一	上都賀郡市北部地区医師会	
7	湯澤 恵理	栃木県立今市特別支援学校	
8	高橋 昭夫	日光公共職業安定所	
9	馬場 仁	日光商工会議所(株式会社 折一)	
10	君島 一	日光市身体障がい者福祉連合会	
11	沼尾 敏子	日光市肢体不自由児者父母の会	
12	柳田 友一	日光市手をつなぐ育成会	
13	青木 宏行	医療法人秀明会 大澤台病院	
14	監物 勝彦	社会福祉法人 すかい	
15	藤田 政和	特定非営利活動法人 友歩	
16	細川 努	社会福祉法人 夢の森福祉会	
17	神山 徳男	日光市障がい者就労支援事業所 共同受注事務局だいち	
18	斎藤 範子	日光市健康課	
19	益子 直樹	日光市教育委員会事務局学校教育課	
20	手塚 良子	日光市子ども家庭支援課	
21	手塚 美知恵	公募委員	
22	根本 節子	〃	
23	大島 一比古	〃	
24	清野 寿美江	〃	
25	栗原 真佐美	日光市障がい者相談支援センター	
26	大山 香織	〃	
27	渡邊 信行	日光市障がい者基幹相談支援センター	
	大嶋 奈央子	オブザーバー 栃木県障害者相談支援協働コーディネーター	
	稲川 賢	オブザーバー 県西圏域障害者就業・生活支援センター 「フィールド」主任就業支援ワーカー	